

議案第 37 号

石岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

刑法の一部改正に伴い、禁錮を拘禁刑に改めること及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正により消防団員退職報償金の勤務年数区分に 35 年以上の区分が追加されることに伴い、条例の一部を改正するため。

石岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例

石岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年石
岡市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

（単位：円）

| 階 級 | 勤 務 年 数 | | | | | | |
|-------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------|
| | 5年以上 10年未満 | 10年以上 15年未満 | 15年以上 20年未満 | 20年以上 25年未満 | 25年以上 30年未満 | 30年以上 35年未満 | 35年以上 |
| 団 長 | 239,000 | 344,000 | 459,000 | 594,000 | 779,000 | 979,000 | 1,079,000 |
| 副 団 長 | 229,000 | 329,000 | 429,000 | 534,000 | 709,000 | 909,000 | 1,009,000 |
| 分 団 長 | 219,000 | 318,000 | 413,000 | 513,000 | 659,000 | 849,000 | 949,000 |
| 副分団長 | 214,000 | 303,000 | 388,000 | 478,000 | 624,000 | 809,000 | 909,000 |
| 部長及び 班 長 | 204,000 | 283,000 | 358,000 | 438,000 | 564,000 | 734,000 | 834,000 |
| 団 員 | 200,000 | 264,000 | 334,000 | 409,000 | 519,000 | 689,000 | 789,000 |

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の石岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に、退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

3 拘禁刑又は拘留に処された者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処された者は無期禁錮に処された者と、有期拘禁刑に処された者は刑期を同じくする有期禁錮に処された者と、拘留に処された者は刑期を同じくする旧拘留に処された者とみなす。